

平成24年度公害等調整委員会年次報告

概 要

第1 平成24年度の公害紛争の処理状況

1 公害等調整委員会における公害紛争事件（平成24年度）

⇒ 表1, 表2

【係 属】74件

→ P. 1

→ 裁定事件67件（責任裁定35件、原因裁定32件）、
調停事件6件、義務履行勧告事件1件

【終 結】33件

→ 裁定事件29件（責任裁定17件、原因裁定12件）、
調停事件3件、義務履行勧告事件1件

（平成24年度の係属事件の特徴）

→ P. 1～14

① 公害紛争事件の係属件数の増加

平成24年度に公害等調整委員会に係属した公害紛争事件は、総計74件で、平成19年度から引き続き増加。特に、裁定事件数（67件）は、昭和47年の制度導入以来最多。

② 平成24年度に係属した主な事件

○神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件

茨城県神栖市等の住民から、国及び茨城県を相手方として、有機ヒ素化合物による地下水汚染によって受けた健康被害等について損害賠償が求められ、平成24年5月、茨城県に対し、総額2,826万円の支払を命じる裁定。

○島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件

長崎県島原市の食品製造会社が事業に使用している井戸水の汚染は、複数の畜産事業者の養豚場等から排出されたし尿によるものである、との原因裁定が求められている事件。

③ 公害紛争の多様化

近年においては、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）の中でも、化学物質、廃棄物処理・処分に関する紛争など、公害の態様が多様化。

2 公害紛争処理制度の利用の促進等のための主な取組

(1) 事件調査の充実

→ P. 15

近年、土壌汚染や化学物質などをめぐる、申請人が主張する加害行為と被害との因果関係の解明が困難な紛争が増加。

紛争解決に必要な因果関係解明のための調査を実施するため、平成 24 年度も、引き続き予算の確保に努め、事件の迅速かつ適正な処理に努力。

(2) 現地期日の開催

→ P. 15

東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図るため、被害発生地等の現地で審問期日等を開催する取組を推進。

平成 24 年度においては、計 9 回の現地期日を開催。

(3) 都道府県公害審査会との連携

→ P. 16～18

① 公害紛争処理制度の円滑な運営を図るため、都道府県公害審査会と、公害紛争処理に関する共通の問題について、情報・意見交換を実施。

② 都道府県公害審査会が調停事件の進めを進めていく中で、因果関係解明のため、公害等調整委員会の原因裁定制度を活用するなど、紛争の円滑な処理を推進。

(参 考)

① 昭和 45 年 11 月の公害紛争処理法（昭和 45 年法律第 108 号）施行以来、平成 24 年度末までに公害等調整委員会に係属した公害紛争事件数

⇒ 表 2

【係 属】 912 件

→ あっせん事件 3 件、調停事件 718 件、仲裁事件 1 件、裁定事件 184 件（責任裁定事件 113 件・原因裁定事件 71 件）、義務履行勧告事件 6 件

【終 結】 871 件

→ あっせん事件 3 件、調停事件 715 件、仲裁事件 1 件、裁定事件 146 件（責任裁定事件 95 件・原因裁定事件 51 件）、義務履行勧告事件 6 件

② 平成 24 年度の都道府県公害審査会における公害紛争事件数

⇒ 表 7

【係 属】 69 件

【終 結】 37 件

③ 平成 23 年度の地方公共団体における公害苦情受付件数

⇒ 図 1, 表 6

【受付件数】 80,051 件（対前年度比 0.1%減）

第 2 平成 24 年度の土地利用の調整の処理状況

1 鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定事件

⇒ 表 9

【係 属】 4 件 【終 結】 3 件

2 土地利用に関して処分を行う行政庁に対する意見の申出等

【係 属】 21 件 【終 結】 7 件 → P. 19